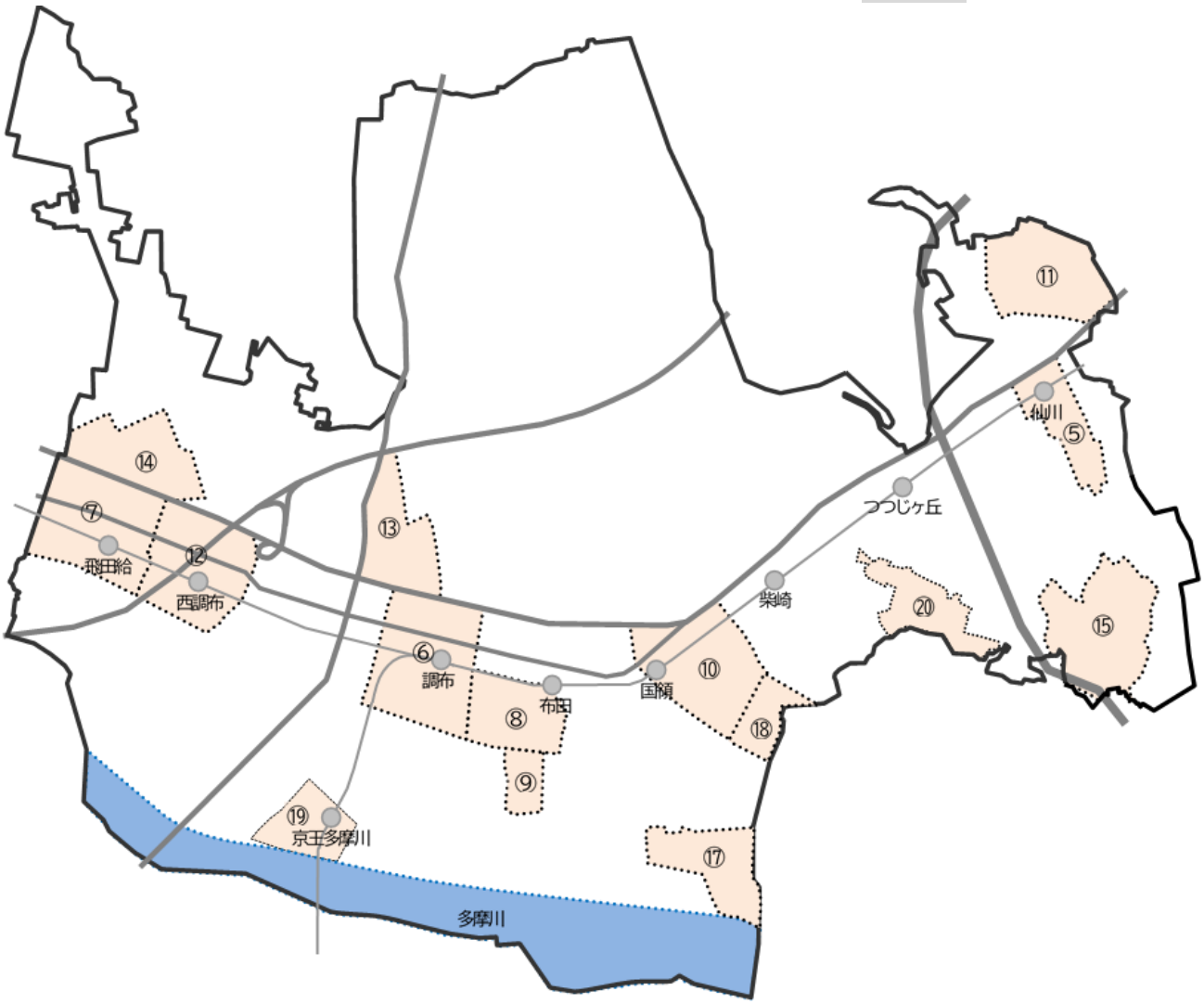
地区計画既定地区

(1) 小島町二丁目地区地区計画	平成 元年10月11日決定(平成23年 4月 4日廃止)
(2) 国領町二丁目地区地区計画	平成 6年 4月19日決定(平成16年10月29日廃止)
(3) 国領駅南地区地区計画	平成 6年 4月19日決定(平成16年10月29日廃止)
(4) 国領駅北地区地区計画	平成 8年 8月 2日決定(平成16年10月29日廃止)
(5) 仙川駅周辺地区地区計画	平成10年 3月20日決定(平成28年 5月25日変更)
(6) 調布駅周辺地区地区計画	平成11年11月18日決定(令和 8年10月23日変更)
(7) 飛田給駅周辺地区地区計画	平成13年10月31日決定(平成28年 5月25日変更)
(8) 布田地区地区計画	平成15年 3月31日決定(令和 8年10月23日変更)
(9) 布田六丁目地区地区計画	平成15年11月 6日決定
(10) 国領駅周辺地区地区計画	平成16年10月29日決定(平成28年 5月25日変更)
(11) 緑ケ丘二丁目地区地区計画	平成17年10月18日決定(令和 7年 3月25日変更)
(12) 西調布駅周辺地区地区計画	平成22年 6月21日決定(令和 8年 8月 4日変更)
(13) 富士見町3丁目地区地区計画	平成23年 3月30日決定(令和 8年 3月16日変更)
(14) 西町地区地区計画	平成24年 7月 5日決定
(15) 入間町周辺地区地区計画	平成26年 7月30日決定(平成28年 4月15日変更)
(16) 国領町8丁目周辺地区地区計画	平成26年12月26日決定(令和 4年 7月 7日廃止)
(17) 多摩川住宅地区地区計画	平成29年 9月29日決定(令和 7年 4月28日変更)
(18) 国領町八丁目・和泉本町四丁目周辺地区地区計画	令和 4年 7月 7日決定
(19) 京王多摩川駅周辺地区地区計画	令和 5年 5月24日決定
(20) 神代団地地区地区計画	令和 8年 8月 4日決定

網掛けは廃止



届出とは

地区計画は、「方針区域」と「地区整備計画区域」があります。

「方針区域」は、街づくりの方向性を定めている段階ですので、届出の必要はありません。

地域の話合いによって、順次、地区整備計画区域として定めていく予定ですので、行為等を行うときには地区計画の目標に沿った計画となるようご配慮ください。

「地区整備計画区域」は、街づくりの具体的なルールが定められている区域となりますので、行為等を行う場合には、地区計画の届出が必要となります。

地区整備計画区域内で建築行為等を行うときは、その工事着手の30日前までに市長に届出て、地区計画の内容に沿った計画であるかどうかの審査を受けてください。

建築確認には、地区計画の適合通知書が必須となりますのでご注意ください。

勧告と建築確認

届出に係る行為の内容が地区整備計画の内容に適合していない場合には、設計の変更等必要な措置を執るよう勧告を行い、地区計画の内容に適合するように変更していただきます。

また、建築物に関する制限のうち、市で条例化(調布市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例)したものについては、この条例に適合しない場合、建築確認済証の交付はされません。

届出の必要な行為

届出の必要な行為は次のとおりです。

行　為	内　容　説　明
(1)土地の区画形質の変更	●切土・盛土及び区画等の変更で 500 ㎡未満のもの
(2)建築物の建築	●「建築」とは、新築・増築・改築・移転のことをいいます。 ●「建築物」には、車庫・物置・建築物に付属する門又は塀・建築設備などが含まれます。
(3)工作物の建設	●擁壁等の築造又は改修。 ●「工作物」には、煙突・広告塔・高架水槽・貯蔵施設などが含まれます。
(4)建築物の用途の変更	●「用途の変更」とは、例えば一戸建ての住宅を店舗にするなど、建築物の使用用途を変更することをいいます。
(5)建築物等の形態又は意匠の変更	●建築物の壁面線の位置の変更、垣又はさくの設置・変更、屋外広告物等の設置・変更、建築物の外壁や屋根の色彩の変更等をいいます。
(6)木竹の伐採	●「現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項」について定めのある地区については届出が必要です。

注）届出が必要かどうか判断の難しいときには、まちづくり推進課都市計画・地区まちづくり係までお問合せください。

相談・問合せ先

地区計画の内容に関してご質問等がありましたら、下記までお問合せください。

●地区計画に関すること･･･都市整備部まちづくり推進課都市計画・地区まちづくり係　TEL042-481-7453
●建築に関すること　･･･都市整備部建築指導課審査係　TEL042-481-7515
●開発に関すること　･･･都市整備部まちづくり推進課課開発景観係　TEL042-481-7442

行為の届出の方法

●届 出 先　まちづくり推進課都市計画・地区まちづくり係　℡042-481-7453

●期　　日　工事(行為)着手の30日前までに提出してください。(都市計画法第58条の2)
ただし、確認申請を必要とする場合には、確認申請時に地区計画の適合書が必要となります。

●届出書類　下記の書類を正・副2部ご用意ください。(副は写しでも構いません。)

1. 地区計画の区域内における行為の届出書
2. 委任状(地区計画の届出用)(届出を代理人が行う場合)
3. 設計図書等(下記参照)
4. 確認申請書(2面～5面)
5. その他参考となるべき事項を記載した図書

例(1)「建築物の敷地面積の最低限度」が定められた区域において、施行日以前から当該面積に満たない敷地で土地利用を行っている場合⇒登記事項証明書等
(2)「緑化率の最低限度」が定められている場合
⇒緑化率が確認できる書類(都市緑地法に基づく面積算定表、緑化施設の配置図・求積図等)
(3)「調布市景観条例」に基づく届出を行う場合
⇒届出の内容を確認できる書類(届出書の写し、立面図等)

必要な設計図書

届出には以下の図面等を添付してください。

行為の種類	図面	縮尺	備考
(1)土地の区画形質の変更	案内図	1/10,000以上	方位、道路及び目標となる地物を表示
	区域図	1/1,000以上	当該土地の区域及び当該区域の周辺の公共施設を表示
	設計図	1/100以上	造成計画平面図等
(2)建築物の建築、工作物の建設、建築物の用途の変更の場合	案内図	1/10,000以上	(1)に同じ
	配置図	1/100以上	敷地内における建築物又は工作物の位置及び当該区域に接する公共施設を表示
	立面図	1/50以上	2面以上 外壁の色彩、垣・柵等の構造及び色彩(マンセル値)を表示 生垣は樹種・樹高・樹木の本数等を表示
	平面図	1/50以上	各階 各階の各部分の用途を表示(工作物の場合は不要)
(3)建築物等の形態又は意匠の変更の場合	案内図	1/10,000以上	(2)に同じ
	配置図	1/100以上	(2)に同じ
	立面図	1/50以上	(2)に同じ

注1)　図面の縮尺は省令(都市計画法施行規則第43条の9)で定められています。
(立面図と平面図については、1/50未満でも記載すべき内容が確認できれば可)

注2)　備考欄の内容を必ず図面に記載してください。

注3)　建築士が設計を行った場合においては、その設計図書に建築士である旨の表示をして記名及び押印をしてください。(建築士法第20条第1項)

注4)　「壁面の位置の制限」がある場合には、配置図に壁面後退線と後退距離を明示してください。

注5)　「垣又はさく」を設置する場合には、配置図に位置を明示し、縮尺1/20程度の立面図・断面図を添付してください。

注6)　必要に応じて、その他参考となるべき事項を記載した図書を添付してください。

その他の届出

●届出の行為(設計又は施工内容)を変更した場合

◎期　日　変更に係る部分の工事(行為)着手の30日前までに提出してください。

◎提出書類　下記の書類を正・副2部ご用意ください。

1. 地区計画の区域内における行為の変更届出書(変更内容を別紙に記載しても可)
2. 変更部分に係る設計図書等
   (変更前・変更後の図面を用意し、変更箇所をマーキングしてください。)
3. 確認申請書(2面から5面)(確認申請書の記載事項が変更ない場合は提出不必要)

地区計画変更履歴

網掛けは廃止

(1)小島町二丁目地区地区計画(廃止)
平成 元年10月11日決定 (調布市告示第209号)
平成 9年 4月 4日変更 (調布市告示第 78号)建築基準法改正
平成11年11月24日変更 (調布市告示第282号)風営法改正
平成14年 2月 6日変更 (調布市告示第 29号)都計道7・5・1決定
平成23年 4月 4日廃止 (調布市告示第139号)調布駅周辺地区地区計画に統合
(2)国領町二丁目地区地区計画(廃止)
平成 6年 4月19日決定 (調布市告示第 84号)
平成 9年11月13日変更 (調布市告示第247号)地区施設の変更
平成16年10月29日廃止 (調布市告示第418号)国領駅周辺地区地区計画に統合
(3)国領駅南地区地区計画(廃止)
平成 6年 6月30日決定 (調布市告示第130号)国領駅南地区再開発事業
平成11年11月24日変更 (調布市告示第282号)風営法改正
平成16年10月29日廃止 (調布市告示第419号)国領駅周辺地区地区計画に統合
(4)国領駅北地区地区計画(廃止)
平成 8年 8月 2日決定 (調布市告示第195号)国領駅北地区再開発事業
平成11年11月24日変更 (調布市告示第282号)風営法改正
平成16年10月29日廃止 (調布市告示第420号)国領駅周辺地区地区計画に統合
(5)仙川駅周辺地区地区計画
平成10年 3月20日決定 (調布市告示第 50号)仙川駅南土地区画整理事業
平成13年11月26日変更 (調布市告示第397号)芸術文化地区
平成16年 3月31日変更 (調布市告示第112号)商店街地区指定、芸術文化地区用途緩和適用
平成18年12月 7日変更 (調布市告示第490号)商業・業務B、C、D地区
平成19年 4月 6日変更 (調布市告示第137号)商業・業務E地区
平成28年 5月25日変更 (調布市告示第236号)風営法改正
(6)調布駅周辺地区地区計画
平成11年11月18日決定 (調布市告示第277号)方針地区
平成14年 2月 6日変更 (調布市告示第 31号)調布駅南第1地区再開発事業
平成18年 6月23日変更 (調布市告示第235号)調布駅北第1地区再開発事業
平成23年 4月 4日変更 (調布市告示第138号)小島町二丁目地区と統合、調布駅南口東地区再開発事業
平成28年 5月25日変更 (調布市告示第236号)風営法改正
令和 8年10月23日変更 (調布市告示第370号)幹線沿道地区指定
(7)飛田給駅周辺地区地区計画
平成13年10月31日決定 (調布市告示第366号)方針地区
平成22年 6月21日変更 (調布市告示第228号)商業・業務A、B地区指定
平成28年 5月25日変更 (調布市告示第236号)風営法改正
(8)布田地区地区計画
平成15年 3月31日決定 (調布市告示第 96号)方針地区
平成20年10月 9日変更 (調布市告示第423号)布田駅南土地区画整理事業
平成28年 5月25日変更 (調布市告示第236号)風営法改正
令和 8年10月23日変更 (調布市告示第371号)幹線沿道地区指定
(9)布田六丁目地区地区計画
平成15年11月 6日決定 (調布市告示第393号)布田六丁目土地区画整理事業
(10)国領駅周辺地区地区計画
平成16年10月29日決定 (調布市告示第417号)一団地の住宅施設の廃止、地区計画統合
平成28年 5月25日変更 (調布市告示第236号)風営法改正
(11)緑ケ丘二丁目地区地区計画
平成17年10月18日決定 (調布市告示第551号)一団地の住宅施設の廃止
令和 7年 3月25日変更 (調布市告示第 85号)住宅・関連施設地区の一部を中高層住宅地区に変更
(12)西調布駅周辺地区地区計画
平成22年 6月21日決定 (調布市告示第227号)商業・業務A、B地区指定
平成28年 5月25日変更 (調布市告示第236号)風営法改正
令和 8年 8月 4日変更 (調布市告示第274号)商業・業務 C 地区指定
(13)富士見町3丁目地区地区計画
平成23年 3月30日決定 (調布市告示第116号)一団地の住宅施設の廃止
令和 8年 3月16日変更 (調布市告示第 77号)地区計画区域の拡大、地区整備計画の新規設定、ゾーン名称の変更
(14)西町地区地区計画
平成24年 7月 5日決定 (調布市告示第275号)スポーツ・レクリエーション地区
(15)入間町周辺地区地区計画
平成26年 7月30日決定 (調布市告示第277号)緑地保全地区、緑住調和地区
平成28年 4月15日変更 (調布市告示第186号)文教・福祉関連施設地区
(16)国領町8丁目周辺地区地区計画
平成26年12月26日決定 (調布市告示第529号)商業・業務地区
平成28年 5月25日変更 (調布市告示第236号)風営法改正
令和 4年 7月 7日廃止 (調布市告示第209号)国領町八丁目・和泉本町四丁目周辺地区地区計画に統合
(17)多摩川住宅地区地区計画
平成29年 9月29日決定 (調布市告示第404号)一団地の住宅施設の廃止
令和 3年 5月31日変更 (調布市告示第249号)狛江市二号棟の住宅再生A地区への移行
令和 7年 4月28日変更 (調布市告示第146号)住宅再生 A 地区内の地区施設の形状・幅員等変更
(18)国領町八丁目・和泉本町四丁目周辺地区地区計画
令和 4年 7月 7日決定 (調布市告示第210号)
(19)京王多摩川駅周辺地区地区計画
令和 5年 5月24日決定 (調布市告示第204号)

(20)神 代 団 地 地 区 地 区 計 画
令和 8年 8月 4日決定　　(調布市告示第272号)一団地の住宅施設の廃止

地区計画の種類について

地区名	誘導容積型	街並み誘導型	一般型
⑤仙川駅周辺地区	商業業務A・D・E地区 複合施設A・B地区 中高層住宅地区 芸術文化地区	商店街地区	商業・業務B・C地区
⑥調布駅周辺地区	駅前拠点B地区	駅前拠点A・B・C・D E地区、商業・業務A地区	商業・業務B地区 市庁舎・ｺﾐｭﾆﾃｨ施設地区 幹線沿道地区
⑦飛田給駅周辺地区			○
⑧布田地区	商業地区 住宅地区A地区		住宅地区B地区 幹線沿道地区
⑨布田六丁目地区			○
⑩国領駅周辺地区			○
⑪緑ケ丘二丁目地区			○
⑫西調布駅周辺地区			○
⑬富士見町3丁目地区			○
⑭西町地区			○
⑮入間町周辺地区			○
⑰多摩川住宅地区			○
⑱国領町八丁目・和泉本町 四丁目周辺地区			○
⑲京王多摩川駅周辺地区	駅前複合拠点A地区		
⑳神代団地地区			○

●一般型地区計画

地区整備計画のその他の種類の地区計画(誘導容積型、街並み誘導型等)を用いず、積極的に良好な環境を形成したり、保全しようとする地区です。

●誘導容積型地区計画

土地の有効利用が必要とされているにもかかわらず、公共施設が未整備で、土地の有効利用が十分に図られていないため、公共施設の整備と土地の有効利用を一体的に誘導することを目的とした地区計画です。「暫定容積率」と「目標容積率」の二段階を定めており、地区施設の整備状況に応じて「目標容積率」まで容積率を使うことができます。

●街並み誘導型地区計画

基盤整備水準が低いため、土地の有効利用が困難な地区で、壁面や高さ等を一定に誘導することによって、個別建替等により土地の有効利用を推進したり、良好な街並みを形成したりすることを目的とした地区計画です。

連続性及び統一感のある街並みを誘導するために、壁面線の位置の制限や工作物の設置の制限等を行うことにより、斜線制限と前面道路により容積率制限を緩和することができます。

地区計画の特別な使い方

地区名	用途制限緩和制度
⑤仙川駅周辺地区	芸術文化地区
⑰多摩川住宅地区	生活拠点地区・住宅福祉複合地区・住宅再生A地区・住宅再生B地区

●用途制限緩和制度

用途地域における用途の制限を補完し、当該地区計画等の区域の特性にふさわしい土地利用の増進等の目的を達成するため必要と認める場合に、国土交通大臣の承認を得て、条例を定めることにより、用途地域で定められた建築物等の用途の制限を緩和することができる制度です。

種類ごとの届出等について

●一般型地区計画

地区計画の届出を行ってください。

●誘導容積型地区計画

「目標容積率」まで容積率を使いたい場合は、計画の内容が認定基準に適合しているかを審査するため建築基準法第68条の4の認定を受けてください。

※ ①地区計画の届出 ②建築基準法第68条の4の認定を同時に申請してください。

●街並み誘導型地区計画

街並み誘導型の区域では、計画の内容が認定基準に適合しているかを審査するため、建築基準法第68条の5の5の認定を受けてください。

※ ①地区計画の届出 ②建築基準法第68条の5の5の認定を同時に申請してください。

高度利用地区について

以下のとおり、高度利用地区が定められています。地区計画と併せてご確認ください。

(1)調布駅周辺地区地区計画区域内

① 小島町2丁目地区
　平成　元年10月11日決定　（調布市告示第210号）

② 調布駅周辺地区
　平成14年 2月 6日決定　（調布市告示第 32号）

③ 調布駅北地区
　平成18年 6月23日決定　（調布市告示第236号）

④ 調布駅南口東地区
　平成23年 4月 4日決定　（調布市告示第142号）

(2)国領駅周辺地区地区計画区域内

① 国領駅南地区
　平成 6年 6月30日決定　（調布市告示第133号）

② 国領駅北地区
　平成 8年 8月 2日決定　（調布市告示第198号）

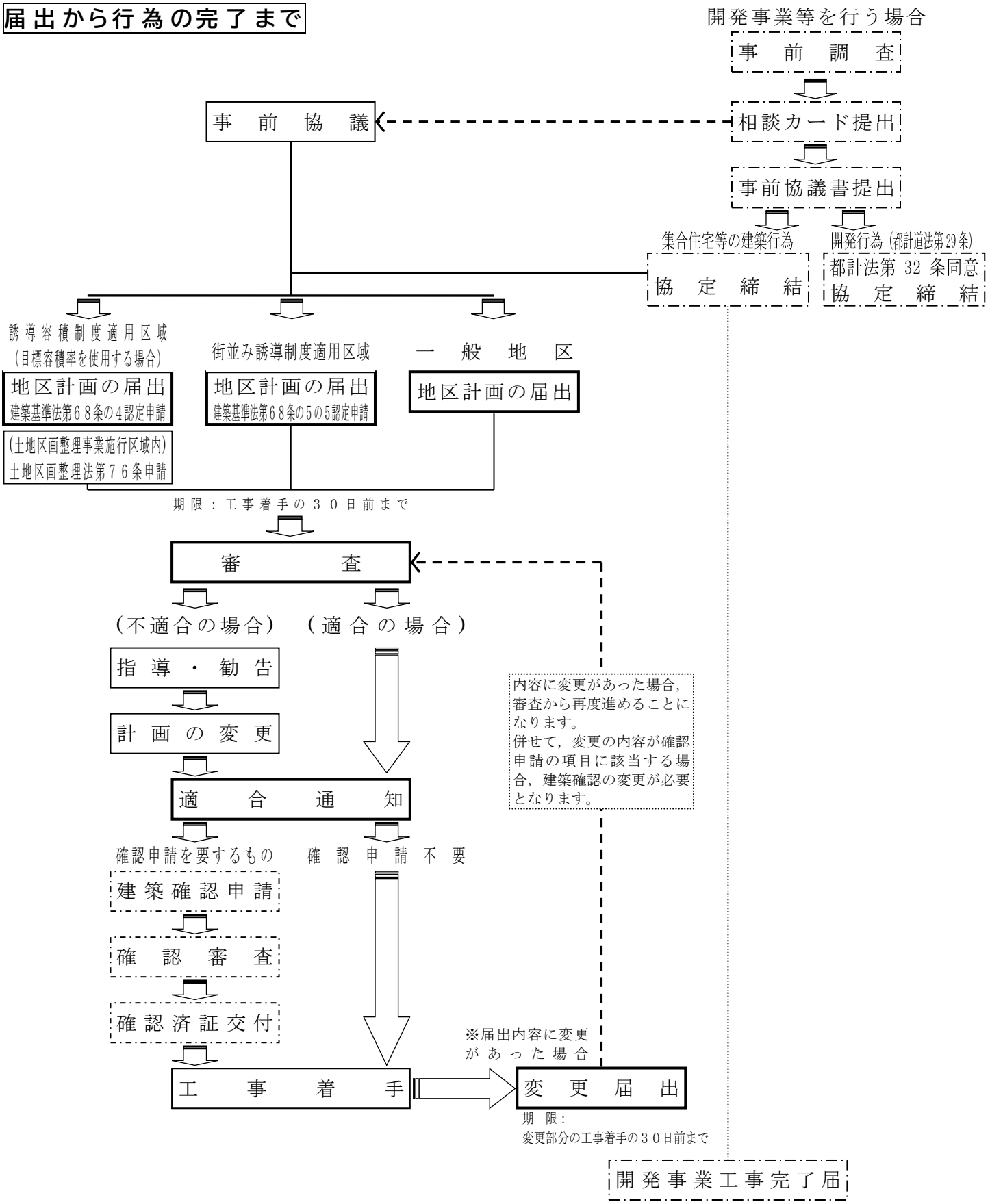
相談・問合せ先

認定等を伴う地区計画の内容に関してご質問等がありましたら、下記までお問合せください。

●地区計画の内容に関すること・・・都市整備部まちづくり推進課都市計画・まちづくり係　TEL042-481-7453

●建築基準法の認定等に関すること・・・都市整備部建築指導課審査係　TEL042-481-7515

届出から行為の完了まで



上記の流れに沿って「届出から完了」までの手続きを行ってください。

注1） 開発行為等にかかる行為（都市計画法第29条以外）を行う場合は，開発事業の協定締結後に地区計画の届出を行い，適合通知書の通知を受けてください。都市計画法第29条の許可を要する行為については，開発行為の許可における審査の際に地区計画に適合しているかを審査するため，地区計画の届出は不要です。

注2） 建築基準法第68条の4及び第68条の5の5の認定申請が必要な計画の場合には，地区計画の届出と同時に認定申請を行ってください。

注3） 確認申請を要する場合は，別途に建築指導課（℡042-481-7515）等へ「建築確認申請」の手続きが必要です。
この際には，地区計画の適合通知書の写しの添付が必要となります。

別記様式第 11 の 2（第 43 条の 9 関係）

地区計画の区域内における行為の届出書

令和　　年　　月　　日

調布市長　林　　明　裕　様

届出者　　住　　所
氏　　名
電話番号

都市計画法第５８条の２第１項の規定に基づき、
{ 土地の区画形質の変更 / 建築物の建築又は工作物の建設 / 建築物等の用途の変更 / 建築物等の形態又は意匠の変更 / 木竹の伐採 } について、下記により届け出ます。

記

1　行為の場所
2　行為の着手予定日　　令和　　年　　月　　日
3　行為の完了予定日　　令和　　年　　月　　日
4　設計又は施行方法

<table>
<tr><td colspan="3">（1）土地の区画形質の変更</td><td colspan="3">区域の面積　　㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="6">（2）建築物の建築又は工作物の建設</td><td colspan="5">（イ）行為の種類　（建築物の建築・工作物の建設）　（新築・改築・増築・移転）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">（ロ）設計の概要</td><td></td><td>届出部分</td><td>届出以外の部分</td><td>合　　計</td></tr>
<tr><td>（ⅰ）敷地面積</td><td></td><td></td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>（ⅱ）建築又は建設面積</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>（ⅲ）延べ面積</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">（ⅳ）高さ　地盤面から　　m</td><td colspan="2">（ⅵ）用途</td></tr>
<tr><td colspan="2">（ⅴ）緑化施設の面積　　㎡</td><td colspan="2">（ⅶ）垣又はさくの構造</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">（3）建築物等の用途の変更</td><td>（イ）変更部分の延べ面積</td><td>（ロ）変更前の用途</td><td colspan="2">（ハ）変更後の用途</td></tr>
<tr><td>㎡</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">（4）建築物等の形態又は意匠の変更</td><td colspan="3">変更の内容</td></tr>
<tr><td colspan="3">（5）木竹の伐採</td><td colspan="3">伐採面積　　㎡</td></tr>
</table>

備考
1　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2　建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
3　地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
4　都市計画法第 12 条の 9 に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。
(1)　当該建築物の建築については、(2)(ロ)(ⅲ)延べ面積欄の（　）の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
(2)　当該建築物の用途の変更については、(2)(ロ)(i)敷地面積の合計欄及び(2)(ロ)(ⅲ)延べ面積の合計欄（同欄中の（　）は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄）についても記載すること。
5　同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
6　緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第９条に定める方法により算定すること。

※連絡先　　住所：
氏名：
TEL　：

別記様式第 11 の 2（第 43 条の 9 関係）

地区計画の区域内における行為の届出書

令和○○年○○月○○日 ※1

調布市長　林　　明　裕　様

届出者　住　　所　○○市○○町○丁目○番地○
氏　　名　○○　○○ ※2
電話番号　○○○－○○○－○○○○

都市計画法第５８条の２第１項の規定に基づき、

土地の区画形質の変更
建築物の建築又は工作物の建設 ※3
建築物等の用途の変更
建築物等の形態又は意匠の変更
木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

記

1　行為の場所　調布市○○町○丁目○番地○
2　行為の着手予定日　令和○○年○○月○○日 ※4
3　行為の完了予定日　令和○○年○○月○○日
4　設計又は施行方法

（１）土地の区画形質の変更			区域の面積		○○○．○○㎡
（２）建築物の建築又は工作物の建設	（イ）行為の種類　（建築物の建築・工作物の建設）　（新築・改築・増築・移転） ※5				
	（ロ）設計の概要		届出部分	届出以外の部分	合　計
		（ｉ）敷地面積			○○○．○○㎡ ※6
		（ii）建築又は建設面積	○○○．○○㎡	○○○．○○㎡	○○○．○○㎡
		（iii）延べ面積	○○○．○○㎡	○○○．○○㎡	○○○．○○㎡
		（iv）高さ　地盤面から○．○m	（vi）用途　○○○○○　（例）一戸建ての住宅 ※7		
		（ｖ）緑化施設の面積　○㎡	（vii）垣又はさくの構造　○○○○○　高さ○．○○m		
（３）建築物等の用途の変更	（イ）変更部分の延べ面積		（ロ）変更前の用途	（ハ）変更後の用途	
	㎡				
（４）建築物等の形態又は意匠の変更			変更の内容		
（５）木竹の伐採			伐採面積　㎡		

備考
1　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2　建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
3　地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
4　都市計画法第 12 条の 9 に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。
(1)　当該建築物の建築については、(2)(ロ)(iii)延べ面積欄の（　）の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
(2)　当該建築物の用途の変更については、(2)(ロ)(i)敷地面積の合計欄及び(2)(ロ)(iii)延べ面積の合計欄（同欄中の（　）は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄）についても記載すること。
5　同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
6　緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第９条に定める方法により算定すること。

※連絡先　住所：　○○市○○町○丁目○番○
氏名：　○○○建築設計事務所　担当○○ ※8
TEL　：　○○○－○○○－○○○○

（補足説明）

※１　届出書の提出日です。（行為着手３０日前までに届出してください。）

※２　申請者名（行為者）を記入してください。

※３　該当する届出内容に〇印を記入してください。

なお、通常の管理行為等で次に揚げる行為については、届出の必要はありません。（都市計画法施行令第３８条の５）

（１）土地の区画形質の変更

・建築物で仮設のものの建築又は工作物で仮設のものの建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更

・既存の建築物等の管理のために必要な土地の区画形質の変更

・農林漁業を営むために行う土地の区画形質の変更

（２）建築物の建築又は工作物の建設

・建築物で仮設のものの建築又は工作物で仮設のものの建設

・屋外広告物で表示面積が１㎡以下であり、かつ、高さが３m以下であるものの表示又は掲出のために必要な工作物の建設

・水道管、下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの建設

・建築物の存する敷地内の当該建築物に附属する物干場、建築設備、受信用の空中線系（その支持物を含む。）、旗ざおその他これらに類する工作物の建設

・農林漁業を営むために必要な物置、作業小屋その他これらに類する建築物の建築又は工作物の建設

（３）建築物等の用途の変更

・建築物等で仮設のものの用途の変更

・建築物等の用途を農林漁業を営むために必要な物置、作業小屋その他これらに類する建築物等の用途の変更

（４）建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更

（５）木竹の伐採

・除伐、間伐、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

・枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

・自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

・仮植した木竹の伐採

・測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

※４　※１の届出日より３０日以降の日付を記入してください。

届出書は、行為の着手の３０日前までに届出してください。（都市計画法第５８条の２第１項）

※５　該当項目に〇をしてください。

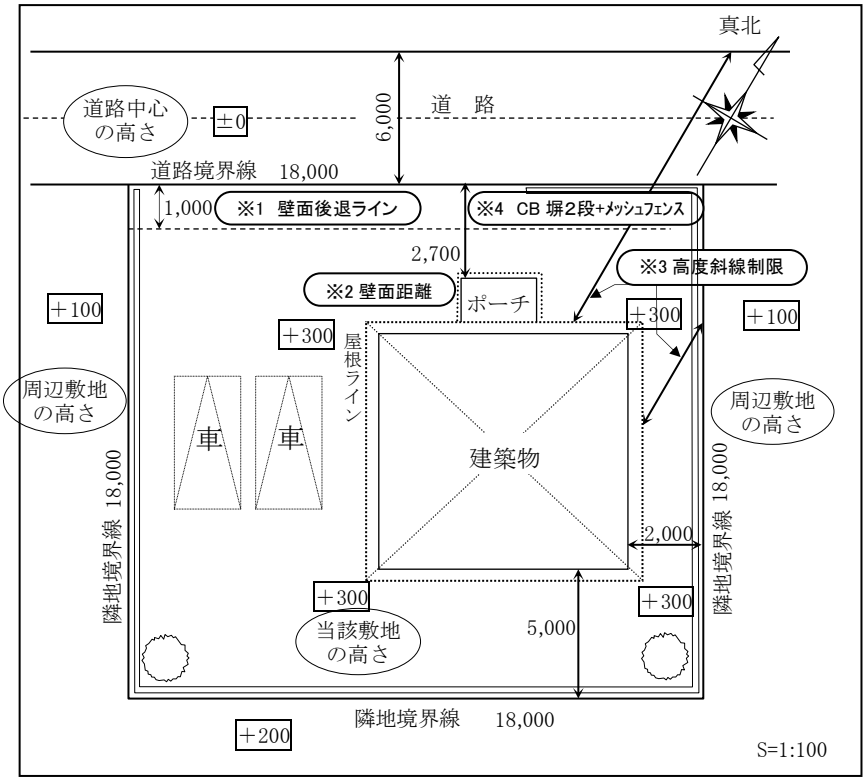
※６　設計の概要については、確認申請書等に記入する事項及び建築計画概要書と同一内容としてください。また、添付図面上にも記載してください。

※７　建築物の用途について記入してください。（一戸建ての住宅、共同住宅、事務所併用住宅、事務所兼用住宅）

※８　届出書の修正や適合通知書の発行時における連絡先及び担当者名を記入してください。

なお、連絡先が届出者と同一の場合は届出者の住所等を記入してください。

【配置図の記入例】



※1【壁面の位置の後退ライン】
→道路境界線（又は隣地境界線）から後退する距離及び後退ラインを点線で記載する。

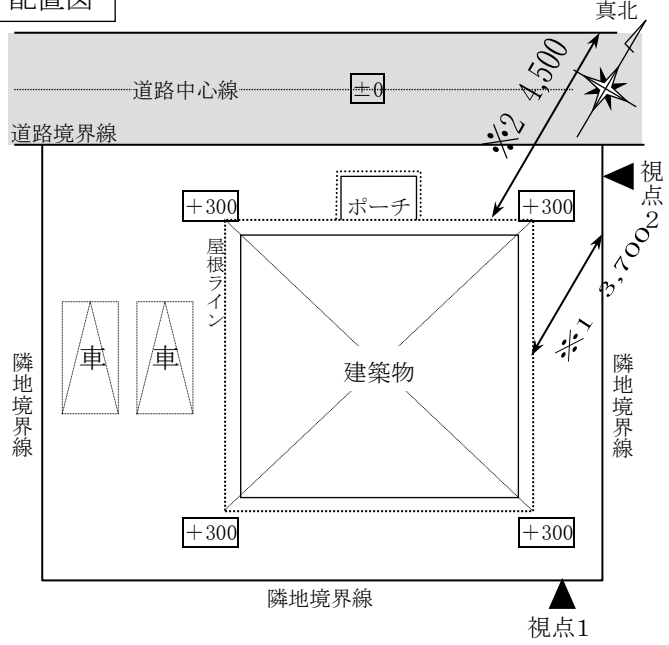
※2【壁面の位置の制限】
→道路境界線（又は隣地境界線）から壁面までの距離を記載する。

※3【高度斜線制限】（下図参照）
→建築物の各部分の高さから隣地境界線までの真北方向の水平距離を記載する。
→建築物の各部分の高さから前面道路の反対側の境界までの真北方向の水平距離を記載する。

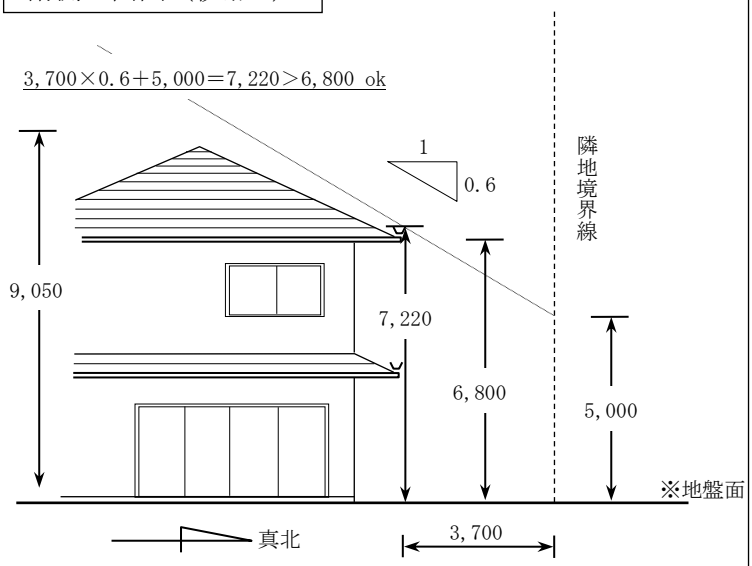
※4【垣若しくはさくの構造の制限】
→道路（又は隣地）に面してコンクリートブロック塀その他これらに類するものを設置する場合、詳細に記載する。

【高度斜線制限についての検討方法】　（単位：mm）

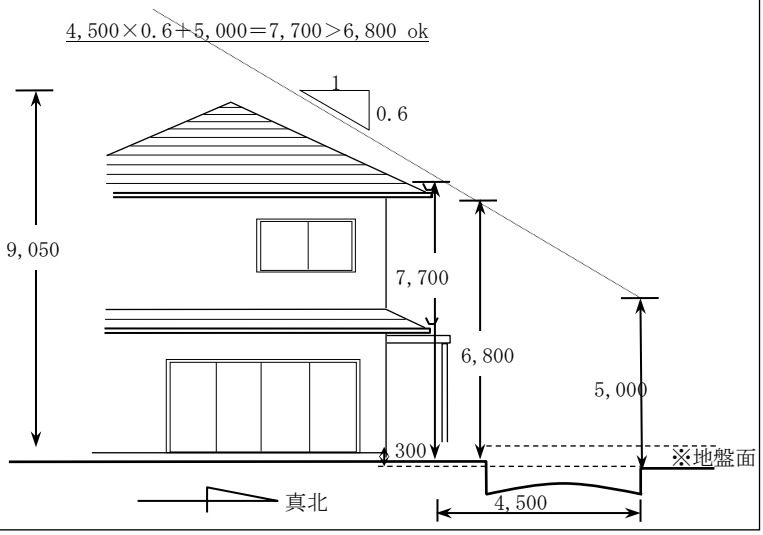
配置図



南側立面図（視点 1）



東側立面図（視点 2）



※1　隣地境界線から軒先、樋先等までの真北方向の距離

※2　前面道路の反対側の境界から軒先、樋先等までの真北方向の距離

※屋根の勾配や屋根の形状又は計画敷地の形状によっては、検討場所が複数ある場合がありますのでご注意ください。

※地盤面とは、建築基準法施行令第 2 条第 2 項による。

別記様式第11の3（第43条の11関係）

地区計画の区域内における行為の変更届出書

令和　　年　　月　　日

調布市長　林　　明　裕　様

届出者　　住　　所
氏　　名
電話番号

都市計画法第５８条の２第２項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

１　当初の届出年月日　　令和　　年　　月　　日

２　変更の内容

３　変更部分に係る行為の着手予定日　　令和　　年　　月　　日

４　変更部分に係る行為の完了予定日　　令和　　年　　月　　日

備考

１　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

※連絡先　　住所：
氏名：
TEL　：

別記様式第 11 の 3（第 43 条の 11 関係）

地区計画の区域内における行為の変更届出書

令和○○年○○月○○日

調布市長　林　　明　裕　様

届出者　　住　　所　○○市○○町○丁目○番地○
氏　　名　○○　○○
電話番号　○○○－○○○－○○○○

都市計画法第５８条の２第２項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1　当初の届出年月日　　令和○○年○○月○○日

2　変更の内容

（例）　建築物の延べ面積の変更　　１５０㎡　→　１６５㎡　←※1

（例）　建築物の位置の変更　　西側より１．０ｍ　→　西側より１．５ｍ

3　変更部分に係る行為の着手予定日　　令和○○年○○月○○日　←※2

4　変更部分に係る行為の完了予定日　　令和○○年○○月○○日

備考

1　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2　変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

※連絡先　　住所：　○○市○○町○丁目○番○
氏名：　○○○建築設計事務所　担当○○　←※3
TEL　：　○○○－○○○－○○○○

（補足説明）

※１　変更する内容について、変更前と変更後を対照させて記入し、変更後の図面を添付してください。また、変更届出時に、発行済みの地区計画適合書をお持ちください。
　なお、届出内容を大幅に変更する場合は、再度、地区計画の区域における行為の届出をしてください。

※２　変更に係る行為に着手する日の３０日前までに届出が必要です。（都市計画法第５８条第２項）

※３　変更届出書の修正や変更適合書の発行時における連絡先及び担当者名を記入してください。なお、連絡先が届出者と同一の場合は届出者の住所等を記入してください。